

【最終報 第3報】規制車両接触事故について

【発生日時】 令和 6年 10月 30日(水) 11時50分頃

【区間・位置】 E19 中央自動車道 西宮線 下り線阿智PA内 駐車マス（飯田山本IC～園原IC間）

【作業内容】 中央自動車道 管内維持修繕業務 園原橋他3橋 交通規制

【規制請負業者】

【概要】 規制解除作業に向かう際、トイレ休憩の為、パーキングエリアに駐車しようと駐車マスへ前進駐車する際にお客様の車両右側後方側面と規制車の左側サイドミラーが接触したものを。

【被害状況】 相手方 4tトラックボディ右側後方側面に擦過痕
当方 左サイドミラーに擦過痕

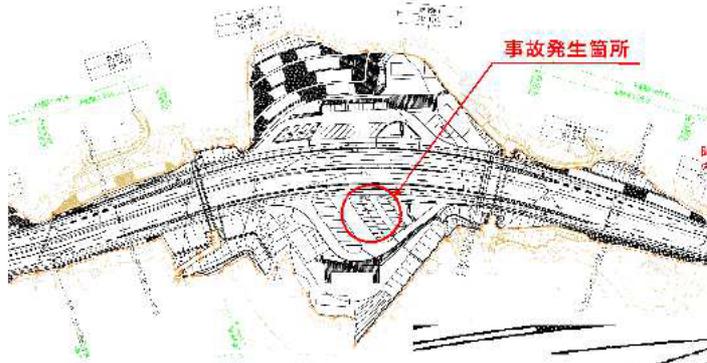
【時系列】 11:50頃 事象発生。
11:53頃 現場より担当者へ報告
11:58頃 よりメンテ担当者へ報告
12:10頃 現地到着
12:20頃 高速隊到着
12:45頃 高速隊見分終了
13:00頃 メンテより保全計画へ報告
16:00 緊急安全大会実施

【原因】 ① お客様に配慮し、なるべく施設から遠い駐車マスへ駐車しようとし、4t車両の間に進入したが車幅を見誤った。
② 駐車する際、車両の減速が十分ではなかった。
③ 運転手及び助手席の両方が運転への慣れ、思い込みがあった。
④ 駐車区分の認識不足があった。

【対策】 ① 狭いスペースに無理に駐車しない。
② 休憩施設内では徐行し、すぐ止まれる速度で運転する。
③ 運転手の安全確認だけでなく、助手も目視し、運転手へ注意喚起する。
④ 各休憩施設の標識を確認し、順路を守る。
⑤ 新規入場者教育や安全大会等にて、パーキングエリアでの駐車ルートを共有し周知する。

状況写真(再現)

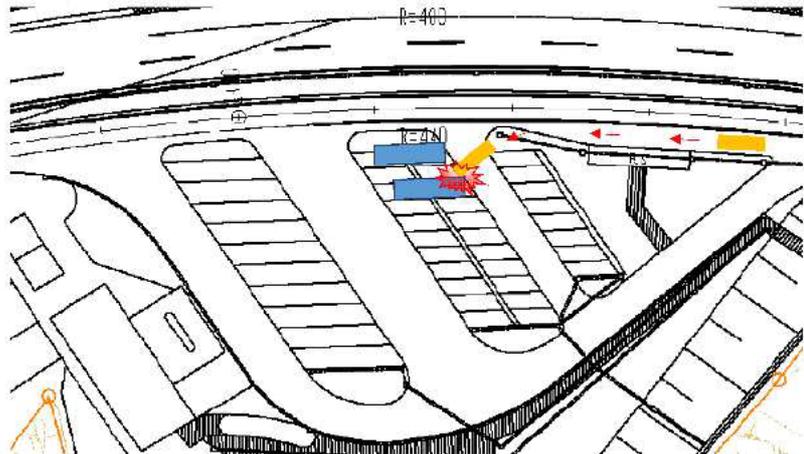
車両接触事故 発生箇所



事故発生箇所

■ 一般車両 (4t車両)
■ 規制車 (自社車両)

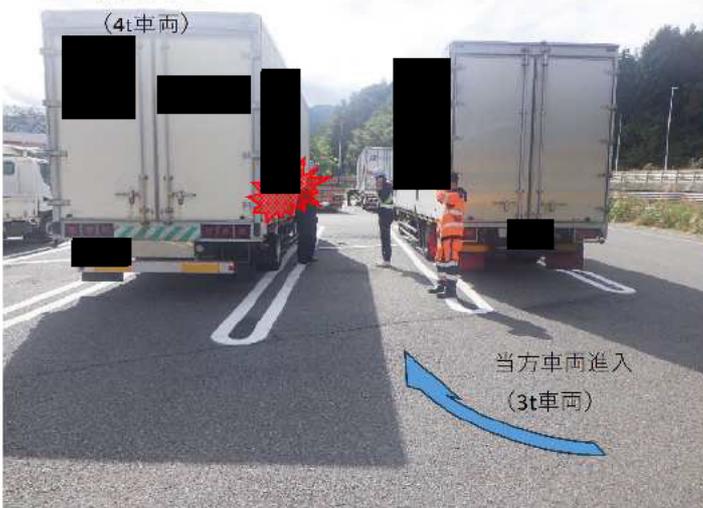
拡大図



・事故発生状況

4t車両が駐車されている間に
規制車を駐車させようとした際、
左前方のサイドミラーと左側に
駐車されていた車両、右後方を
を接触させたもの。

相手方車両
(4t車両)



当方車両進入
(3t車両)



接触箇所



接触箇所

擦過痕



擦過痕



駐車する場合のルートについて



※駐車時のルート等の注意事項を徹底する